

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	墓地等の経営、変更又は廃止の許可	
根拠法令・条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条第1項及び第2項	
所 管 課	保健所 環境薬務課	
審 査 基 準	<p>別紙添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「墓地、埋葬等に関する法律」第10条 別紙1 ・「堺市墓地等の経営の許可等に関する条例」及び条例施行規則 別紙2 ・「堺市墓地等の経営の許可等に関する条例」による墓地に係る「審査基準」 別紙3 	
標準処理期間	標準処理期間	設定できない
	標準処理期間を設定できない理由	公益性及び必要性の審査、関係部局及び関係施設等への意見聴取、必要に応じ隣接市町村の意見聴取、申請場所の調査等、審査は多岐に及ぶため、処理期間を設定することができない。

第 3 章 墓地、納骨堂及び火葬場

第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

(昭 58 法 83・一部改正)

堺市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成 7 年 12 月 21 日

条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準その他必要な事項を定める。

(許可の申請)

第 2 条 法第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により墓地等の経営、変更又は廃止の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に当たって条件を付することができる。

(みなし許可に係る届出)

第 3 条 法第 11 条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる処分があったときは、当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(経営者の基準)

第 4 条 墓地又は納骨堂を經營しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

(1) 墓地又は納骨堂の經營を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、地方公共団体が出資し、又は補助しているもの

(2) 宗教法人(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。)で、本市の区域内に宗教法人法上の事務所を有するもの

(3) 本市の区域内に存する集落共有財産等を管理する墓地管理委員会等で、墓地の区域の変更又は公共事業に伴う墓地の移転をしようとするもの

2 火葬場を經營しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(墓地の設置場所の基準)

第 5 条 墓地の新設又は区域の変更をしようとする場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 学校、病院その他これらに類する施設及び人家から 200 メートル以上離れていること。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 有効な進入路が確保されていること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(墓地の施設の基準)

第6条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 周囲には、外部と区画するための障壁又は垣根を設けること。
- (2) 前号の設備に接した緑地帯をその内側に設けること。
- (3) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参することができる通路を設けること。
- (4) 雨水、流水等が停滞しない有効な排水路を設けること。
- (5) 施設の管理上及び利用者の便宜上必要な設備を設けること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(納骨堂の設置場所の基準)

第7条 納骨堂は、宗教法人にあつては、その境内地又は墓地の区域内で、その管理が十分に行える場所に設置しなければならない。

(納骨堂の施設の基準)

第8条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 独立した建物で、周囲に相当の空地を有すること。
- (2) 耐火構造又は準耐火構造とし、内部の設備には、不燃材料を用いること。
- (3) 出入口及び納骨設備は、施錠できる構造であること。
- (4) 消火又は防火のための設備を設けること。
- (5) 換気設備を設けること。
- (6) 施設の管理上及び利用者の便宜上必要な設備を設けること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(火葬場の施設の基準)

第9条 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により、管理上及び公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 周囲には、外部と区画するための障壁又は垣根を設けること。
- (2) 防臭及び防じんについて十分な能力を有する火葬炉を設けること。
- (3) 収骨が支障なく行える設備を設けること。
- (4) 残灰庫を設けること。
- (5) 施設の管理上及び利用者の便宜上必要な設備を設けること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(工事完了の検査等)

第10条 法第10条第1項又は第2項の規定により墓地等の経営又は変更の許可を受けた者(以下「墓地等の経営者」という。)は、当該工事が完了したときは、速やかにその旨を規則で定める届出書により市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

(変更又は廃止の許可の基準)

第 11 条 法第 10 条第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、当該改葬が完了していることを確認しなければならない。

(変更の届出)

第 12 条 墓地等の経営者は、第 2 条第 1 項の申請書に記載した事項(法第 10 条第 2 項の規定による許可を要する事項を除く。)に変更が生じたときは、速やかにその旨を規則で定める届出書に変更の内容を明らかにした書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(経営者の講ずべき措置)

第 13 条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等を清潔に保つこと。
- (2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じること。
- (3) 老朽化し、又は破損した墓地等の施設の修復等を行うこと。

(埋葬の禁止)

第 14 条 本市の区域内においては、埋葬してはならない。

(無縁の焼骨等の保管等)

第 15 条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。

2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、焼骨等を発掘し、又は収容した場所、年月日その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(施設の整備改善その他の強制処分命令)

第 16 条 市長は、墓地又は納骨堂の経営者が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第 19 条に規定する当該施設の整備改善その他の強制処分命令を行うことができる。

- (1) 正当な理由なく許可を受けた日から 6 月を経過しても工事に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく工事に着手した日から 1 年を経過しても工事が完成しないとき。
- (3) 許可の申請内容に虚偽があったとき。
- (4) この条例の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要と認めるとき。

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、大阪府墓地等の経営の許可等に関する条例(昭和60年大阪府条例第3号)の規定により、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。

(美原町の編入に伴う特例)

- 3 美原町の編入の際、現に効力を有する大阪府知事が同町の区域内に係るものに対し、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例(昭和60年大阪府条例第3号。以下この項において「府条例」という。)の規定により行った許可その他の行為及び現に府条例の規定により大阪府知事に対して行っている同町の区域内に係るものの許可の申請については、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可その他の行為及び市長に対して行っている許可の申請とみなす。

(平16条例89・追加)

附 則(平成16年12月22日条例第89号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日条例第43号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

堺市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成8年3月29日

規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成7年条例第37号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(墓地等経営許可申請書)

第2条 条例第2条第1項に規定する墓地等の経営の許可の申請書は、墓地等経営許可申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人にあつては、登記事項証明書及び定款又は寄付行の写し
- (2) 宗教法人にあつては、登記事項証明書及び宗教法人規則の写し
- (3) 墓地管理委員会等にあつては、役員名簿及び規約又は規則の写し
- (4) 許可の申請に係る理由書
- (5) 許可の申請に係る意思決定をしたことを証する書類
- (6) 維持管理に係る書類
- (7) 申請地の位置を示す図面
- (8) 申請地の地籍図
- (9) 申請地の土地に係る登記記録に記録されている事項の全部を証明する書面
- (10) 申請地の丈量図
- (11) 墓地等の造成に係る設計図
- (12) 施設等の構造図
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
(平8規則88・平17規則45・一改)

(墓地等変更許可申請書)

第3条 条例第2条第1項に規定する墓地等の変更の許可の申請書は、墓地等変更許可申請書(様式第2号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 当該変更に係る前条第2項第1号から第11号までに掲げる書類及び図面
- (2) 墓地等の施設の変更にあつては、当該変更に係る書類又は図面
- (3) 改葬を必要とする場合にあつては、改葬に関する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
(平8規則88・一改)

(墓地等廃止許可申請書)

第4条 条例第2条第1項に規定する墓地等の廃止の許可の申請書は、墓地等廃止許可申請書(様式第3号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 廃止の許可の申請に係る理由書
- (2) 意思決定をした旨を証する書類
- (3) 墓地等の経営の許可に関する書類及び図面
- (4) 墓地又は納骨堂にあっては、改葬に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

(平8規則88・一改)

(許可等の通知書)

第5条 市長は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)

第10条第1項の規定による許可をしたときは墓地等経営許可書(様式第4号)を、同条第2項の規定による許可をしたときは墓地等変更許可書(様式第5号)又は墓地等廃止許可書(様式第6号)を申請者に対し交付するものとする。

2 市長は、法第10条第1項又は第2項の規定による許可をしないときは、申請者に対し、墓地等(経営・変更・廃止)不許可通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(みなし許可に係る届出)

第6条 条例第3条の規定による届出は、次に掲げる届出書により行うものとする。

- (1) 新設にあっては、みなし許可に係る届出書(様式第8号)
- (2) 変更にあつては、みなし許可に係る変更届出書(様式第9号)
- (3) 廃止にあつては、みなし許可に係る廃止届出書(様式第10号)

2 前項の届出書には、条例第3条に規定する処分に係る認可書又は承認書の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(墓地の設置場所の基準)

第7条 条例第5条第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地の用地は、原則として自己所有であること。
- (2) 墓地の区域の拡張をしようとするときは、既許可の墓地と一体性のある土地であること。

(墓地の施設の基準)

第8条 条例第6条第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地の施設は、周囲の景観と調和のとれた構造物とすること。
- (2) 墓地の名称、所在地、許可年月日及び許可番号等を示したものを利用者の見やすい位置に表示すること。

(納骨堂の施設の基準)

第9条 条例第8条第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 納骨堂の施設は、周囲の景観と調和のとれた構造物とすること。

(2) 納骨設備は、他の焼骨と混合するおそれのない構造とすること。

(火葬場の施設の基準)

第10条 条例第9条第6号の規則で定める基準は、火葬場の施設は周囲の景観と調和のとれた構造物とすることとする。

(工事完了の届出)

第11条 条例第10条第1項の規則で定める届出書は、墓地等工事完了届出書(様式第11号)とする。

(工事完了の検査)

第12条 条例第10条第1項に規定する検査は、原則として当該墓地等の許可に係るすべての工事を終えていなければ、これを受けることができない。ただし、市長が、当該墓地等の工事の完了した部分が独立して使用することができることを認めるときは、当該墓地等の経営者の届出により一部完了の検査を行うことができる。

2 条例第10条第1項に規定する検査は、環境衛生監視員が行うものとする。

3 市長は、条例第10条第1項に規定する検査により、墓地等の使用に支障がないと認めるときは、申請者に対し、墓地等工事完了検査通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(変更の届出)

第13条 条例第12条の規則で定める届出書は、墓地等変更届出書(様式第13号)とする。

(施設の整備改善その他の強制処分命令の命令書及び通知書)

第14条 法第19条及び条例第16条の規定に基づく施設の整備改善その他の強制処分命令及び通知は、次に掲げる命令書及び通知書により行うものとする。

(1) 墓地等の施設の整備改善の命令を行う命令書 墓地等整備改善命令書(様式第14号)

(2) 墓地等の使用の制限又は禁止の命令を行う命令書 墓地等使用制限(禁止)命令書(様式第15号)

(3) 墓地等の許可を取り消す通知書 墓地等経営許可取消通知書(様式第16号)

(書類の提出部数)

第15条 条例第2条第1項、第10条第1項及び第12条並びにこの規則の規定により提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(平17規則5・旧附則・一改)

(美原町の編入に伴う特例)

2 美原町の編入の日前に、同町の区域内に係るものに関し、墓地、埋葬等に関する法律第10条の許可の際に大阪府知事が交付した許可書(現に効力を有するものに限る。)及び大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和60年大阪府規則第49号)の規定に基づき大阪府知事に対してなされた申請(これに対する処分があったものを除く。)は、この規則の相当規定により市長が交付した許可書及び市長に対してなされた申請とみなす。

(平17規則5・追加)

附 則(平成8年11月1日規則第88号)

この規則は、平成8年11月1日から施行する。

附 則(平成17年1月19日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年2月22日規則第45号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月17日規則第60号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成20年11月25日規則第149号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

『 審 査 基 準 』

墓地又は納骨堂の経営にあたっては、法の目的である国民の宗教的感情に適合すること、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障を生じないことが必要であり、これらの目的に沿って、その公益性、永続性及びその必要性について審査する。

具体的には、以下の事項について総合的に判断して許可の申請の処分を決定する。

1 経営者の基準

墓地又は納骨堂を経営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 墓地又は納骨堂の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、地方公共団体が出資し、又は補助しているもの。
- (2) 宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）で、本市の区域内に宗教法人法上の主たる事務所又は従たる事務所を有し、20年以上にわたり宗教活動の実績があると判断できるもの。
- (3) 本市の区域内に存する集落共有財産等を管理する墓地管理委員会等で、既許可墓地の区域の変更又は公共事業に伴う既許可墓地の移転をしようとするもの。

2 墓地又は納骨堂の必要性に関する基準

- (1) 許可の申請にかかる理由が適当であること。
- (2) 区画数は、墓地への埋蔵又は納骨堂への収蔵を希望する焼骨の数に応じたものであること。
- (3) 墓地の区域の拡張においては、既許可墓地と同一性が失われない範囲内とする。

3 墓地の設置場所の基準

墓地の新設又は区域の変更をしようとする場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 次の各号に掲げる施設から、200メートル以上離れていること。

ア 人家

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

オ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

キ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設

ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

ケ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

コ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院

サ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める施設

(2) 墓地への進入路は、その一端が道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に接続しているもので、かつ、墓参者の車両及び人の通行に支障がないと認められるものであること。

(3) 墓地への進入路は、幅員4メートル以上確保していること。

(4) 申請地は、原則として自己所有の土地であること。

(5) 申請地は、抵当権その他の私権が設定されていないこと。

(6) 墓地区域の拡張の場合は、既許可区域と一体性のある土地であること。

(7) 申請地の周辺200メートル以内に他の市の区域がある場合は、当該市の長の意見を参考とする。

4 墓地の施設の基準

墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 周囲には、外部と区画するための障壁又は垣根を設けること。

(2) 前号の障壁又は垣根は美観を呈する構造とし、1.8メートル以上の高さを有すること。

(3) 前1号の設備に接した緑地帯をその内側に設けること。

(4) 前号の緑地帯の幅は、1.0メートル以上とする。ただし墳墓の区画の総面積の15パーセント以上にみあう幅が1.0メートルを超える場合は、その幅とする。

(5) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参することができる通路を設けること。

(6) 前号の通路は、幅1.0メートル以上とし、かつ、歩行に支障のない構造とすること。

(7) 雨水、流水等が停滞しない有効な排水路を設けること。

(8) 墓地内には、その規模に応じた管理事務所、給水設備、便所、ゴミ処理のための施設、墓参者の休憩のための施設、墓参者のための駐車場等を設けること。

5 第1項第2号の経営者による場合の堺市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成7年条例第37号。以下「条例」という。）第5条第1号ただし書の市長が認めるときの基準

(1) 第1項第2号の経営者の基準を満たす宗教法人が墓地の新設又は区域の拡張をしようとする場合において、次の基準を満たしたときに限り、第3項第1号の基準を満たさなくともよい。

ア 新設又は拡張をしようとする用地は、条例の施行日から20年以上にわたり、当該宗教法人が所有し、又は墓地として管理しており、かつ、主たる事務所又は従たる事務所を設けた境内地と一体性のある土地であること。

イ 周辺環境との調和が保たれ、周辺住民の理解を得ていること。

(2) 公共事業に伴い、主たる事務所又は従たる事務所の在する境内地にある既許可墓地をその事務所と共に移転しようとする場合は、第3項第1号の基準を満たさなくともよい。

6 第1項第3号の経営者による場合の条例第5条第1号ただし書の市長が認めるときの基準

(1) 第1項第3号の経営者の基準を満たす墓地管理委員会等が既許可墓地の区域の拡張をしようとする場合において、次の基準を満たしたときに限り、第3項第1号の基準を満たさ

なくともよい。

ア 周辺環境との調和が保たれ、周辺住民の理解を得ていること。

イ 申請地の周辺 200メートル以内にある第3項第1号イからサまでの施設の管理者の同意を得ていること。

ウ 申請地の周辺 200メートル以内を包含する自治会長の同意を得ていること。

(2) 公共事業に伴い、既許可墓地を移転しようとする場合は、第3項第1号の基準を満たさなくともよい。

7 納骨堂の設置場所の基準

条例第7条の境内地又は墓地の区域内で、その管理が十分に行える場所とは、当該宗教法人が20年以上にわたり主たる事務所又は従たる事務所を設けている境内地又は墓地の区域と一体性のある自己所有地であって、抵当権その他の私権が設定されていない土地をいう。

8 添付書類

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び条例に基づき申請を行おうとするものは、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 経営主体を明らかにするもの

ア 公益社団法人又は公益財団法人にあっては、登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写し

イ 宗教法人にあっては、登記事項証明書、宗教法人法に定める規則の写し及び代表役員の印鑑証明書

ウ 墓地管理委員会等にあっては、規約又は規則の写し、役員名簿及び代表者の印鑑証明書

(2) 許可の申請に係る理由書

ア 墓地又は納骨堂の使用希望者名簿等、必要とする規模を具体的に証明する資料

イ 墓地又は納骨堂の需要の見込みに関する資料等

(3) 許可の申請に係る意思決定をしたことを証明する書類

ア 宗教法人にあっては、

(ア) 宗教法人法に定める規則に基づき行われた会議録又は議事録等

a 会議の日時、場所、全役員数、出席した役員、申請場所、規模等が記載されていること。

b 会議録又は議事録の署名捺印は実印で押印し、印鑑証明書を添付すること。

(イ) 宗教法人法に定める役員の名簿（住所、氏名及び任期を明記すること。）

(ウ) 連立の法人にあっては、包括する団体の承認書等

イ 墓地管理委員会等にあっては、

(ア) 墓地管理委員会等の規約又は規則に基づき行われた会議録又は議事録

a 会議の日時、場所、全役員数、出席した役員、申請場所、規模等が記載されていること。

b 会議録又は議事録の署名捺印は実印で押印し、印鑑証明書を添付すること。

(イ) 墓地管理委員会等の役員の名簿（住所、氏名及び任期を明記すること。）

- (4) 資金計画等を含む経営計画書等
- (5) 維持管理に係る書類
 - ア 維持管理体制を明らかにする書類
 - イ 使用料及び管理料等を明らかにする書類
- (6) 申請地付近を明かにするもの
 - ア 申請地の位置を示す図面
 - イ 申請地の現況図
 - ウ 申請地の外縁より学校、病院その他これらに類する施設及び人家までの距離を示した図面
 - エ 申請地の地籍図
- (7) 土地及び建物の権利を示すもの
 - ア 申請地の土地登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面
 - (ア) 抵当権その他の私権が設定されていないことを証明する書類等
 - (イ) 条例の施行日において、外形上墓地として管理している境内地内の土地の名義が、登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面において当該宗教法人でない場合は、従前より当該用地を管理してきたことを証明する書類等（第5項第1号に該当するものに限る。）
 - イ 建物登記に記録されている事項の全部を証明する書面
 - ウ 境界確定図（里道、水路、市道、府道、国道等の公共物と接している場合は、官民境界明示指令書）
- (8) 申請計画に関するもの
 - ア 申請地の丈量図
 - イ 墓地の造成に係る設計図
 - (ア) 平面図
 - 障壁又は垣根、緑地帯、通路、管理事務所、給水設備、便所、ゴミ置場、休憩のための施設、駐車場等の位置を示した図面等
 - (イ) 障壁又は垣根の構造図面
 - (ウ) 緑地帯の幅員及び面積等を示した図面
 - (エ) 通路の幅員の寸法を示した図面
 - (オ) その他設備等の構造図面
 - (カ) 排水に関する図面
 - ウ 納骨堂の建設に係る設計図
 - (ア) 各階平面図
 - (イ) 構造図
 - (ウ) 配置図
 - (エ) 外観図（4面）
 - (オ) その他設備等の構造図面
- (9) 工事工程表
- (10) 同意を必要とする場合は、当該自治会長及び当該施設の管理者の同意書とする。

(11) 関係法令の許可書の写し又は申請書の写し

附 則

この審査基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成14年6月7日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和5年7月26日から施行する。